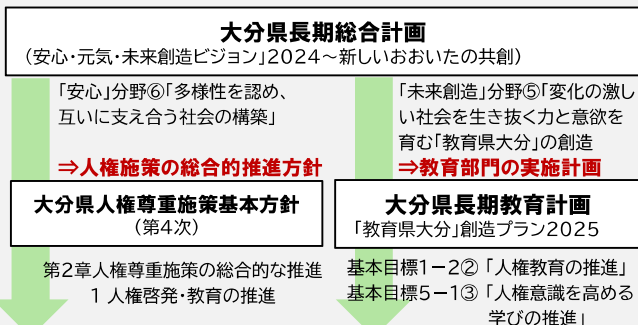


大分県人権教育推進計画(第4次)

人権教育・部落差別解消推進課

1_推進計画の性格・役割



大分県人権教育推進計画

人権に関する知的理解と人権感覚を基盤
人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成
市町村等と連携し、人権に関する学習機会の拡充

※本推進計画は概ね5年に1度改訂を行うものです。

2_改訂の趣旨

社会情勢の変化や人権課題の多様化に対応するため、
県の諸計画等の改定に合わせ計画の見直しを図る

- 「LGBT理解増進法」
- 「障害者差別解消法」改正
- 「人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕」の補足資料の改訂
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」(第2次)の改訂

SNS、AI等、顕在化
する人権課題を
問題視

4_社会的背景と新たな課題

- ◇社会には依然として、部落差別問題をはじめ、様々な人権問題が存在
- ◇近年、**社会の多様化やデジタル化の進展に伴い、新たな人権リスク**

- ◆ SNSやインターネット上での誹謗中傷・差別的表現の拡散
- ◆ 生成AI等の新技術による差別の助長や偏見の再生産
- ◆ 外国人住民や性的少数者への無理解や偏見
- ◆ 経済的格差やヤングケアラーなど、子ども・若者が直面する困難

3_めざす姿

◇一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を
守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の
解決に向けた実践・行動ができる。

◇人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、
その資質を高めることで人権に関する学習環境や
研修体制が整えられている。

5_目標指標

- ◇「体験的参加型人権学習」を受講した
児童生徒の割合⇒ **100%**
(基本目標1-2②「人権教育の推進」)

6_概要 第4次(令和8年度)改訂版(案)



改訂

大分県 人権教育 推進計画

(第4次改訂版)

令和8年3月
大分県教育委員会



第1章 計画の策定にあたって

- 1 人権をめぐる社会の取組
- 2 計画策定の趣旨
- 3 国・県の方針・計画との関連
- 4 計画の位置づけと対象期間

第2章 基本的な考え方

- 1 人権尊重の理念
- 2 社会的背景と新たな課題
- 3 めざす姿
- 4 主な取組
- 5 目標指標
- 6 推進に係る考え方
- 7 実践的な人権教育の推進
- 8 人権教育推進計画の推進方策

第3章 主な取組(1学校教育 2社会教育)

- 1 人権教育の総合的な推進
- 2 組織的な人権教育推進体制
- 3 系統的な人権教育推進体制
- 4 人権教育の学び
- 5 学習活動の工夫
- 6 保護者との連携
- 7 教職員研修

令和3年度以降の
法律等を追加

7_改訂スケジュール

R7年度	予 定
7月	■改訂スケジュール・改訂説明作成
8月	■教育委員会(報告)
9月	■改訂案1作成
10月	■改訂案2作成
11月	■改訂案2について関係各課に照会
12月	
1月	
2月	■教育委員会(報告)
3月	■文教警察委員会(報告) ■改訂

※前回の大幅改訂を受け本改訂は小規模改訂とする。

全ての人権問題について、問題解決の主体者の育成を目指します